

京都市旅費条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第74号

京都市旅費条例施行細則の一部を改正する規則

京都市旅費条例施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第6項本文中「行財政局総務部総務事務センター長」を「別に定める職員の区分に応じて別に定める者」に改める。

第6条の見出し中「居住地等」を「滞在地」に改め、同条中「または出張地」を「又は出張地」に改め、「居住または」及び「居住地または」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市旅費条例施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(行財政局人事部給与課)